

議案第75号

多可町青年の家条例を廃止する条例の制定について

多可町青年の家条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年9月12日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町青年の家条例を廃止する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町青年の家条例（平成 18 年多可町条例第 22 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。